

**平成 28 年度淡海環境保全財団  
スマート・エコハウス  
普及促進事業補助金**

**申請の手引き**

平成 28 年 6 月 1 日

## 目次

1. 補助対象事業	P1
2. 補助対象事業者	P1
3. 太陽光発電・省エネ製品等の基準	P2
4. 補助対象経費	P4
5. 補助金額	P4
6. 工事日および購入日	P5
7. 申請の流れ	P5
8. 交付申請登録申込書の受付	P6
9. 交付申請登録の完了	P6
10. 交付申請書の申請期間	P7
11. 交付申請の提出書類	P8
12. 交付申請書の受付	P9
13. 手続き代行者	P9
14. データ等の提供	P10
15. その他	P10

## 1. 補助対象事業

個人用住宅（※1）において住宅用太陽光発電システム（以下「太陽光発電」）の設置および省エネ製品の2万円以上（※2）の購入をあわせて実施する事業、または分散型エネルギーシステムを購入する事業が対象です。（※3）（以下、省エネ製品と自立分散型エネルギーシステムを総称して「省エネ製品等」）

ただし、太陽光発電の設置の施工者が滋賀県内事業者（滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、省エネ製品等の購入店が滋賀県内販売店であることが必要です。

- ※1 補助対象となる「既築住宅」は、太陽光発電を設置する建物（個人用住宅）の建設工事期間と、太陽光発電の設置工事期間が重なっていないものとします。
- ※2 「3. 太陽光発電・省エネ製品等の基準」で掲げた省エネ製品の購入総額が2万円以上である必要があります。設置工事費および消費税は除きます。
- ※3 太陽光発電の設置のみの場合は対象外です。

## 2. 補助対象事業者

この補助金の申請をする方は、次のいずれにも該当する必要があります。

- ア 補助対象事業を実施する建物が滋賀県内に所在し、現在、住居として自ら居住している方（※1）
- イ 滋賀県の個人県民税に未納がない方（※2）
- ウ 原則、平成24年度以降に淡海環境保全財団（もしくは滋賀県）個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金または淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金の交付申請登録完了通知を受けていない方
- エ 本人または本人の同居者等が、本補助金交付要綱第2条第4号オに規定する暴力団員等ではない方（※3）

- ※1 ①住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。  
②別荘として利用している場合も対象です。ただし、登記簿謄本で建物の所有者が申請者であり、建物の種類が「居宅」である必要があります。
- ※2 納期が到来しているすべての個人県民税に未納（分納等を含む）がないことが必要です。
- ※3 淡海環境保全財団（以下「財団」）が必要と認める場合に、滋賀県警察本部に照会することを承諾いただく必要があります。

### 3. 太陽光発電・省エネ製品等の基準

対象となる製品等は以下のとおりです。

製品名	要件	
住宅用太陽光発電システム	<p>「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第6条第1項に定める再生可能エネルギー発電設備の認定（※）を受けたものであり、次の数値のうちいずれかが10kW未満（増設の場合においては、既設分を含めて10kW未満）であるシステムをいう。</p> <p>ア 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽光モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、「JIS」という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC（国際電気標準会議）等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）</p> <p>イ パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づく。kW表示とする。）</p> <p>（※）経済産業省が実施する固定価格買取制度の設備認定のことです。</p>	
省エネ製品	自然冷媒（CO <sub>2</sub> ）ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	<p>ふろ保温機能がある機種は年間給湯保温効率（JIS）が2.7以上、ふろ保温機能がない機種は年間給湯効率（JIS）が3.1以上であること。</p> <p>（社）日本冷凍空調工業会規格（JRA4050）の評価に基づく性能表示の場合は、年間給湯効率（JRA）が3.1以上であること。</p>
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）	潜熱を回収する熱交換器を備えている給湯器で、給湯効率が90%以上であること。
	ハイブリッド給湯器	空気熱源ヒートポンプとガス熱源器を組み合わせた給湯器で、ガス熱源器の給湯効率が90%以上であること。
	LED照明器具	<p>当該住宅に取り付けて使用するものであること。</p> <p>※光源（電球等）のみのも、持ち運びが可能なもの（スタンドライト等）、電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外。</p>
	エアコン	省エネルギーラベリング制度における省エネ基準達成率が121%以上であること。
	エネルギー管理システム（HEMS）	<p>エネルギーの使用状況（電力使用量）の「見える化」ができること。</p> <p>一つ以上の機器に対して、省エネに資する自動制御機能（省エネモードを含む）を有していること。</p>

	窓断熱（ガラス交換、内窓設置、外窓交換）	一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する「平成27年度補正予算住宅省エネリノベーション促進事業費補助金」の補助対象製品であること。
自立分散型エネルギーシステム	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会が実施する「平成28年度民生用燃料電池導入支援補助金」において、補助対象システムとして指定された機器であること。
	家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステム（エコウィル）	ガスエンジンユニットのJIS規格に基づく総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。
	家庭用蓄電池	住宅用太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。  JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているもの。  蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1 kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。
	V2H（ヴィークル・トゥ・ホーム）	一般社団法人次世代自動車振興センターの「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の補助対象機器として指定されたものであり、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。
	太陽熱利用システム	一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）に認定された機器であること。
【上記以外の要件等】		
<p>(1) 補助対象事業となるのは以下のいずれかの場合とします。</p> <p>メニュー①：<u>太陽光発電システムの設置と併せて省エネ製品を購入する場合。</u></p> <p>メニュー②：<u>自立分散型エネルギーシステムを購入する場合。ただし、単独で自立運転機能が無い場合は、太陽光発電システムを既設していることを条件とします。</u></p> <p>メニュー③：<u>太陽光発電システムの設置と併せて自立分散型エネルギーシステムを購入する場合。</u></p> <p>(2) 補助対象事業の対象とする太陽光発電、省エネ製品等はいずれも未使用であること。</p> <p>(3) <u>省エネ製品を購入する場合は、合計額が2万円以上（設置工事費、消費税を除く。）</u>であること。</p> <p>(4) 太陽光発電の設置の施工者が<u>滋賀県内事業者</u>（滋賀県内に本店または事務所機能を有する支店等がある事業者）であること、および、省エネ製品等の購入店が<u>滋賀県内販売店</u>であるものに限る。</p>		

## 4. 補助対象経費

太陽光発電の設置および省エネ製品等の購入に要した費用

※ 太陽光発電の設置費用には、消費税、太陽光パネル保障費、電力会社との受給電力計、モニター、事務手続き費用、屋根の改修費等は含みません。

※ 省エネ製品等の購入に要した費用には、消費税および設置工事費は含みません。

## 5. 補助金額

補助対象事業のメニューに応じて、助成補助金額を以下のとおりとします。kWは小数第2位まで、補助金額は千円未満を切り捨てとします。

メニュー①：太陽光発電の設置と併せて省エネ製品を購入する場合

設置する太陽光発電の公称最大出力に1kWあたり2万円を乗じた金額と5万円のいずれか低い額とする。

メニュー②：自立分散型エネルギーシステムを購入する場合

システムの購入価格に10分の1を乗じて得た額と各システムの補助上限額のいずれか低い額とする。

〔上限額〕

エネファーム 10万円、 エコウィル 4万円、

家庭用蓄電池 10万円、 V2H 4万円、 太陽熱利用システム 4万円

メニュー③：太陽光発電の設置と併せて自立分散型エネルギーシステムを購入する場合

メニュー①とメニュー②の合計額とする。

ただし、いずれの場合も補助対象経費から他の補助金(市町の補助金等)を除いた額の1/3以内とします。

※窓断熱については、省エネ住宅ポイントも1ポイントあたり1円として、他の補助金等に含みます。

※ 自立分散型エネルギーシステムを購入する事業が予算額(19,300,000円)を超える分については、省エネ製品を購入する場合(メニュー①)と同様に扱います。

## 6. 工事日および購入日

### (1) 太陽光発電の設置工事日

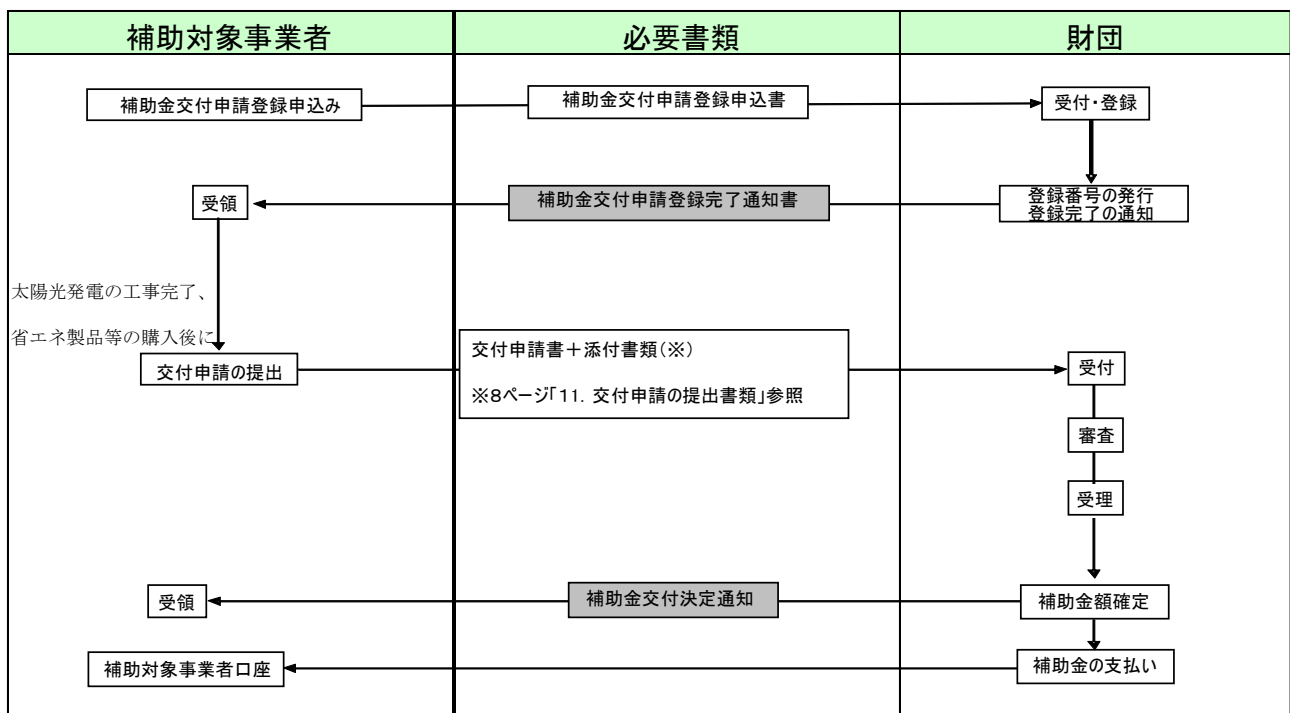
平成28年4月1日以降に太陽光発電の設置工事を着工し、平成29年1月31日までに太陽光発電の設置工事を完了した場合は対象となります。

※ 太陽光発電の設置工事の完了日は、電力会社と太陽光発電の電力需給を開始した日とします。

### (2) 省エネ製品等の購入日

平成28年4月1日以降、平成29年1月31日までに省エネ製品等を購入した場合が対象となります。(購入日は、対象の省エネ製品等の領収書の発行日となります。)

## 7. 申請の流れ



## 8. 登録申込書の受付

補助金の交付申請をする方は、まず補助金登録申込書（様式第1号）を提出する必要があります。記入にあたっては記入例を参照してください。

補助金登録申込書の受付は以下の期間内で先着順に行いますが、予算の範囲を相当に超える申込みがあった場合は、各期間内であっても受付を停止することがあります。

第一次受付期間	平成28年6月1日（水）～平成28年7月29日（金）
第二次受付期間	平成28年8月1日（月）～平成28年10月31日（月）
第三次受付期間	平成28年11月1日（火）～平成29年1月13日（金）
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・公募期間内は随時受け付けることとする。</li><li>・各受付期間の途中であっても、予算額を相当に超える登録があった場合は、受付を中止する場合がある。</li><li>・第三次受付を実施する場合は、平成24年度以降に淡海環境保全財団個人用既築住宅太陽光発電システム設置推進補助金または淡海環境保全財団個人用住宅太陽光発電システム・コージェネレーションシステム普及促進補助金の交付申請登録完了通知を受けている者で、当該補助金の交付を受けていない者についても財団補助対象事業者とする。</li></ul>

提出にあたっては、封筒の表に朱書きで「補助金交付申請登録申込書在中」と記入し、郵送により次の申請先に送付してください。

(申請先)

公益財団法人 淡海環境保全財団

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108

TEL 077-569-5301

FAX 077-569-5304

## 9. 登録の完了

補助金登録申込書の受理後、補助金登録完了通知書を送付します。この登録は交付の意向を把握するためのものであり、交付を約束するものではありません。交付の決定は交付申請書の受理・審査によって行い、交付申請書による交付申請額が予算を超えた日をもって受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限り）します。そのため、交付申請登録がされた場合でも予算を超えた場合は、交付申請ができなくなりますのでご注意ください。

なお、補助金登録完了通知書を紛失された場合、手続代行者からの登録番号の問い合わせにはお答えできません。必ず申請者本人が問い合わせてください。



## 10. 交付申請書の申請期間

交付申請書は平成29年2月20日（月）までに提出してください。  
（交付申請締切日の平成29年2月20日（月）17：15（財団終業時間）までに財団に到着したものに限り受け付けます。）

交付申請書は予算の範囲内で先着順に受け付けますが、書類が不足している場合は、全ての書類が財団の窓口に着いた日をもって受付日とします。

なお、不足の書類の提出が平成29年2月20日を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受理しませんのでご注意ください。

※ 交付申請書（様式第3号）は、補助メニューによって様式が分かれていますので、様式第3号のうち、該当するメニュー用の様式を使用してください。

## 11. 交付申請の提出書類

必要な書類は以下のとおりです。ただし、こちらに記載しているのはメニュー①の場合ですので、様式第3号の内容に従ってください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第3号）
- (2) 固定価格買取(FIT)制度に係る太陽光発電の設備認定書のコピー
- (3) 太陽光発電の領収書のコピー
- (4) 電力需給契約書のコピー
- (5) 太陽光発電の出力対比表のコピー
- (6) 太陽光発電設備調書（様式第4号）
- (7) パワーコンディショナのカタログ等のコピー（品番および出力が確認できるもの）
- (8) 省エネ製品等の要件を満たしていることがわかる書類（カタログ等）のコピー
- (9) 省エネ製品等の領収書のコピー
- (10) 工事完了証明書（様式第5号）
- (11) 振込先口座の通帳のコピー、またはキャッシュカードのコピー（金融機関名、口座番号・名義がわかるもの）
- (12) 太陽光発電設置後写真、省エネ製品等設置後写真
- (13) 申請者本人の住民票の写し（提出日から3か月以内に発行された現住所のもの）
- (14) 各市町が発行する住民税（個人県民税）の平成27年度の納税証明書
- (15) （別荘に太陽光発電を設置した場合）建物の登記簿謄本（建物の所有者が申請者であり、建物の種類が「居宅」であることを証明できるもの）

※添付書類に関する注意事項（番号は上記の各番号に対応）

- (1) 記入例を参考にしてください。

太陽光設置場所が申請者住所と異なる場合で、設置場所が居宅でない場合（例：倉庫、店舗、車庫等）、地図または写真で近接していることを示してください。また、電力が一体として供給されていることの証明として系統図等を提出してください。

- (3) (9) 申請者名、店名、金額、機器品番が記載されていることを確認してください。店の住所または電話番号のどちらかで滋賀県内であることが確認できれば良いものとします。

申請者の同居者名義でも構いません。その場合は、当該同居者の住民票も併せて提出してください。

- (4) 電力需給契約の手続きには1か月以上かかる場合があります。余裕をもって手続きを進めてください。

- (5) モジュールの製品名、製造番号、公称発電出力、出荷時出力が記載されていることを確認してください。

- (10) 電力会社との受給開始日が太陽光発電システム設置工事完了日より早い場合には、工事完了日を記載してください。

- (12) 家屋全体がわかる写真を含めてください。

- (13) 「写し」とは、市町窓口で発行される原本（用紙そのもの）です。コピーする必要はありません。

申請者本人だけが記載されているものを入手いただき提出してください。

- (14) 県税事務所では発行できませんので、お住まいの市町窓口をご利用ください。

平成27年1月2日以降に県外から転入された方は、滋賀県の県民税が課税されて  
いませんので、納税証明書は不要です。

メニュー②について

- 自立分散型エネルギーシステムと太陽光発電システムがシステム連携していることが分かる書類として、配線図やシステム構成図等を送付ください。
- 蓄電池とV2Hは、太陽光発電システムを設置されていることが必要で、自立分散型エネルギーシステムと太陽光発電システムがシステム連携していることがわかる書類が必要です。

※ その他、補助要件を確認できない場合、追加資料を求めることがあります。

※ 提出書類は、なるべくA4版に揃えてください。

## 12. 交付申請書の受付

交付申請書の提出については、添付書類が揃っており、補助対象要件が満たされていることが確認できた日を受付日とします。記入に不備があった場合は受付をせず、返却します。また、外形的な審査によって受け付けた場合でも、内容審査において書類の追加や修正をお願いする場合があります。

交付申請書の受付は予算の範囲内で先着順に行います。交付申請額が予算の範囲を超えた場合は、超えた受付日をもって受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限り）し、翌日以降の交付申請書は返却します。

予算の範囲を超えた受付日に提出のあった交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は申請書を返却します。

提出にあたっては、封筒の表に朱書きで「補助金交付申請書在中」と記入し、郵送（特定記録郵便）により次の申請先に送付してください。（追加書類、変更書類を提出する際も同様）

(申請先)

公益財団法人 淡海環境保全財団

〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町帰帆2108

TEL 077-569-5301

FAX 077-569-5304

## 13. 手続き代行者

無償で手続きを行う場合に限り、補助事業にかかる工事または販売を行う者が手続きを代行することができます。様式第3号に代行者にかかる情報を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、本手続きの代行で得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱ってください。

## 14. データ等の提供

補助事業者は、本補助金の目的に必要な範囲において、財団が太陽光発電の普及に関するデータ等の提供または現地調査の実施を求めた場合、協力するように努めてください。

## 15. その他

- ・国または県内市町等の補助金との併用は可能です。ただし、太陽光発電の設置に要した経費から他の補助金を除いた額の1/3が本補助金の上限となります。
- ・取得財産の処分等その他の事項については「平成28年度淡海環境保全財団スマート・エコハウス普及促進事業補助金交付要綱」をご覧ください。